

第 2 章 計画の内容

基本目標Ⅰ ジェンダー平等と性の多様性を尊重するまち



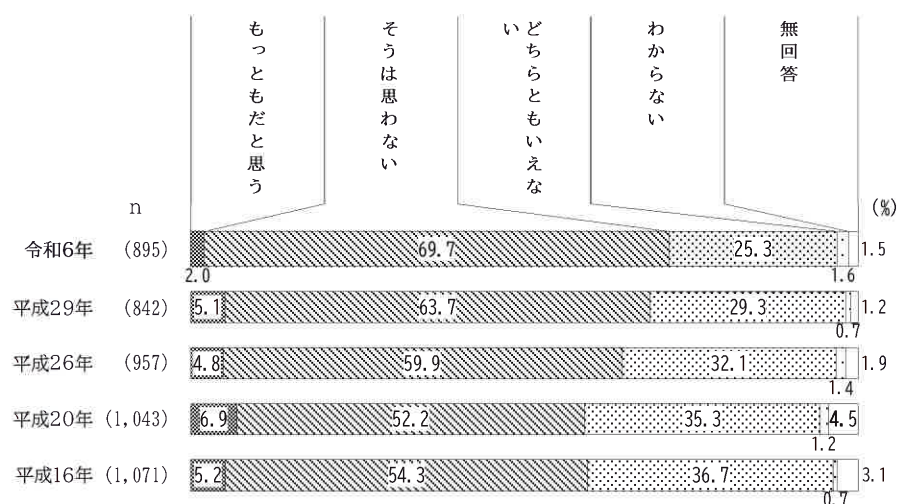
(1)ジェンダー平等意識の醸成

■現状と課題

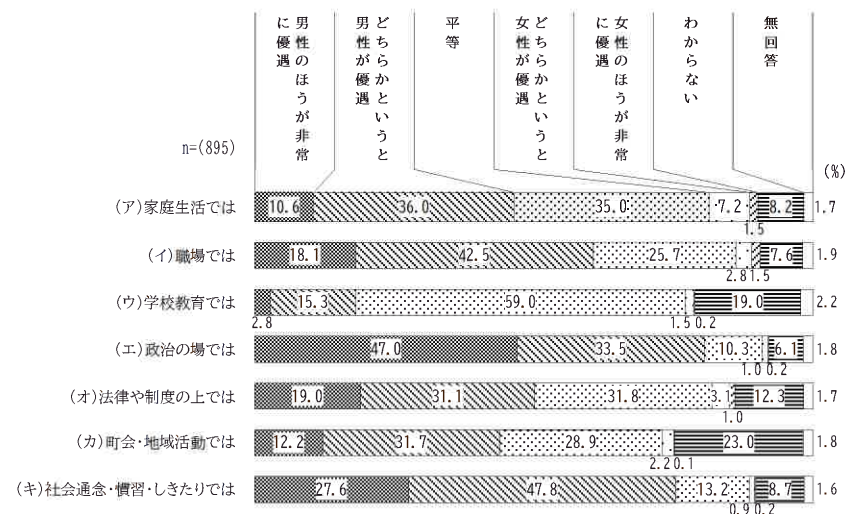
固定的性別役割分担意識や性差による偏見・無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、女性・男性のあらゆる世代に存在しています。令和6年3月に実施した「品川区人権・ジェンダー平等に関わる意識調査」(以下「意識調査」という。)によると性別役割分担の賛否について、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対して「そうは思わない」がこれまでの意識調査と比較しても増加しています。しかし、日常生活の家事対応では女性の家事負担が大きいほか、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」「職場」「法律や制度の上」において男性優遇であると感じる割合が5割以上を占めています。男女間の不平等は解消されておらず、社会のあらゆる場に根深く残っています。

ジェンダー平等社会の実現に向けて、子どもから大人のあらゆる世代に対して、ジェンダー平等に関する意識啓発を強化し、家庭や職場、政治の場等あらゆる場面におけるジェンダー平等の取組を促していく必要があります。

【「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について】



【ジェンダー平等の意識(分野別男女平等評価)】



■取組の方向性

●指標

	指標	現況 (令和6年度)	目標 (令和12年度)	担当課
I-(1)-1	「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」の認知度(言葉も意味も知っている割合) ①区民 ②事業所 (人権・ジェンダー平等に関わる意識調査 5年ごとに実施)	①11% ②8%	①30% ②30%	人権・ジェンダー平等推進課
I-(1)-2	「人権尊重都市品川宣言」の認知度 (人権・ジェンダー平等に関わる意識調査 5年ごとに実施)	23.1%	30%	人権・ジェンダー平等推進課
I-(1)-3	ジェンダー平等推進フォーラム参加者数	92人	300人	人権・ジェンダー平等推進課
I-(1)-4	ジェンダー平等推進講座参加者数	189人	320人	人権・ジェンダー平等推進課
I-(1)-5	憲法週間 講演と映画のつどい参加者数	193人	250人	人権・ジェンダー平等推進課
I-(1)-6	人権週間 講演と映画のつどい参加者数	242人	250人	人権・ジェンダー平等推進課
I-(1)-7	「しながわ人権のひろば」の参加者数	660人	700人	人権・ジェンダー平等推進課
I-(1)-8	人権啓発・社会同和教育講座参加者数	112人	人	文化観光戦略課

①ジェンダー平等意識啓発の強化(広報・啓発活動の充実)

「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」および「人権尊重都市品川宣言」の普及を図ります。区が情報発信する様々な媒体を活用して、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた啓発を推進するとともに、ジェンダー平等の視点に基づく講座等を行うことで、ジェンダー平等意識を高めます。

	事業	内容	担当課
1	「品川区ジェンダーと平等性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」の周知	各種イベントでのパンフレットの配布、SNS 等での情報発信、区施設等でのパネル展示により条例の周知を図ります。	人権・ジェンダー平等推進課
2	「人権尊重都市品川宣言」のイベントでの紹介、各種刊行物への掲載	講座や映画のつどい、広報媒体の活用、区広報紙特集号に定期的に掲載し普及を図ります。また、「しながわ・人権のひろば 出品標語作品集」や「人権尊重の教育の指導資料集－同和教育の推進のために－」においても掲載します。	人権・ジェンダー平等推進課 教育総合支援センター
3	区施設等への「人権尊重都市品川宣言」の掲示	庁舎や区施設等に「人権尊重都市品川宣言」を掲示します。	人権・ジェンダー平等推進課
4	ジェンダー平等啓発誌・パンフレット・ホームページ等による情報提供	ジェンダー平等啓発誌「マイセルフ」・啓発パンフレットの発行およびホームページ等において、ジェンダー平等の視点に基づいた情報提供を行います。	人権・ジェンダー平等推進課
5	図書館における情報提供	「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」などにあわせて、図書館で啓発パネル展示を行います。	人権・ジェンダー平等推進課 品川図書館
6	ジェンダー平等の視点に基づく講座やイベント等	ジェンダー平等推進のためのフォーラムや講座、人権啓発・社会同和教育講座、憲法週間や人権週間における講演と映画のつどいなどを実施します。	人権・ジェンダー平等推進課

	事業	内容	担当課
7	働く場等におけるジェンダー平等を推進することを目的とした講座やセミナー、イベント等	女性の活躍推進講演会や人権啓発・社会同和教育講座を実施します。また、品川区就業センター主催セミナーや東京都労働相談情報センター共催セミナーなど、労働セミナー等を開催します。	人権・ジェンダー平等推進課 文化観光戦略課 地域産業振興課
8	区職員・区立学校教職員に対する研修	人権問題研修や、新任(基調講演)【後期】研修、主任・技能主任昇任前研修などを行います。	人権・ジェンダー平等推進課 人事課 教育総合支援センター

②ジェンダー平等教育の推進

ジェンダーに関することを人権課題の一つとして捉え、人権の大切さを認識し、性別にかかわらず、一人ひとりの個性を大切に教育と能力を高める教育の充実を図ります。

	事業	内容	担当課
9	ジェンダー平等の視点に立った、カリキュラムや教材の使用	区立小学校、中学校、義務教育学校におけるカリキュラムや使用される教材は、ジェンダー平等の視点に立ったものとします。	指導課 教育総合支援センター
10	「市民科」による人権教育	「市民科」において、様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図ります。	教育総合支援センター
11	男女混合名簿の推奨	区立小学校、中学校、義務教育学校において、男女混合名簿の使用を維持継続します。	教育総合支援センター
12	多様な進路選択の提示	区立小学校、中学校、義務教育学校において、多様な進路選択を提示する進路指導を行います。	教育総合支援センター

	事業	内容	担当課
13	休日の授業参観など、働いている親が参加できる取組	区立小学校、中学校、義務教育学校において、働いている親が学校のイベントに参加しやすい土曜授業日や学校公開を実施します。	教育総合支援センター

③メディアにおける差別の防止

区の広報や刊行物等において、あらゆる人の人権に配慮した記述や表現、性差別を想起させない表現を用いる等、人権尊重・ジェンダー平等の視点を重視して情報発信します。また、区民のメディア情報を的確に読み解く力と適切に選択し発信する力の向上を図るとともに、主体的に判断して、情報を活用できる能力を育成するための支援を行います。

	事業	内容	担当課
14	ジェンダー平等視点による刊行物におけるイラスト等の掲載	区の刊行物を作成する際に、人権尊重とジェンダー平等の視点で問題となる表現(性別に関する差別・偏見)がないように掲載します。	全庁 人権・ジェンダー平等推進課
15	メディア・リテラシーを育成する講座や教育の実施	区民が固定的な性別役割分担や暴力を助長する表現などについて、人権尊重とジェンダー平等の視点に立ってメディアの情報を読み解き、判断する力を身につけるための講座の実施や情報提供を行います。 また、区立小学校、中学校、義務教育学校では、「市民科」においてメディア・リテラシー教育を行います。	人権・ジェンダー平等推進課 教育総合支援センター

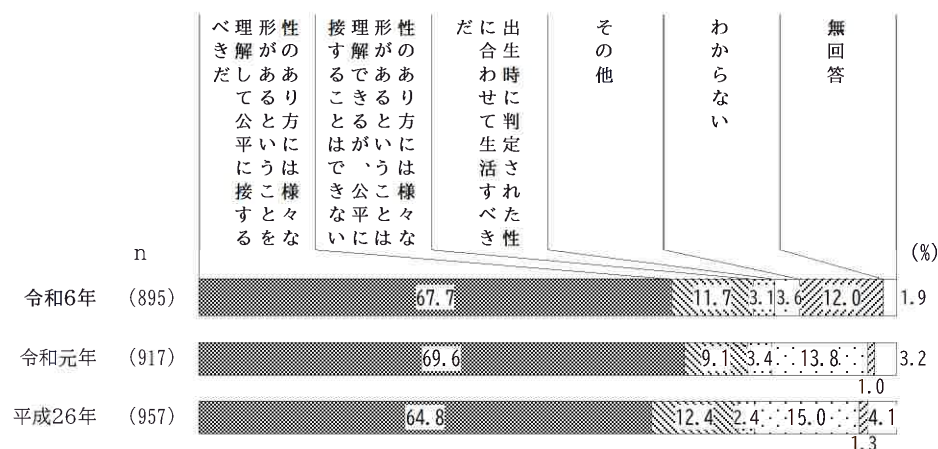
(2)多様な性のあり方に対する理解促進と支援

■現状と課題

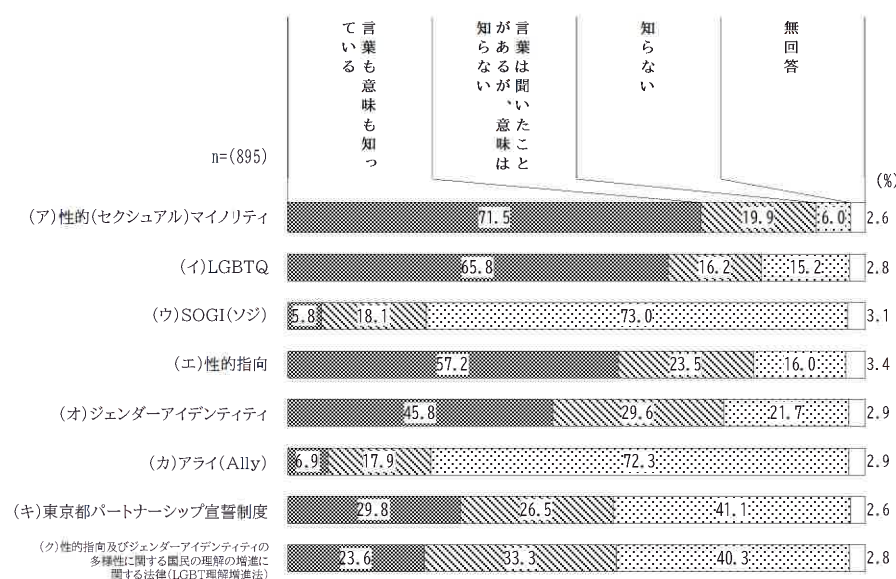
令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。すべての人の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重し、理解を深め、差別や偏見をなくしていくことが求められています。

意識調査によると性的マイノリティの人への意識として、「性のあり方には様々な形があるということを理解して公平に接すべきだ」は、平成26年調査以降、6割台で推移していますが、性の多様性を認める考え方は、女性よりも男性、そして年代が上がるほど低くなる傾向がみられます。また、性的マイノリティに関する言葉について『SOGI(ソジ)』や『アライ(Ally)』を「知らない」が7割台と高く、事業所での性的マイノリティへの配慮に関する取組みは6割以上が取組みを実施(検討)していないなど、理解促進に向けた周知啓発を強化する必要があります。

【性的マイノリティの人への意識】



【性的マイノリティに関する言葉や制度の認知度】



■取組の方向性

●指標

	指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)	担当課
I-(2)-1	性的マイノリティへの理解促進に向けた講座・イベントの回数	5回	6回	人権・ジェンダー平等推進課
I-(2)-2	性的マイノリティ当事者等の交流スペース「みんなのひろば」参加者数	21人	45人	人権・ジェンダー平等推進課
I-(2)-3	にじいろ相談(LGBTQ 専門相談)相談件数 (令和6年7月から実施)	14件	60件	人権・ジェンダー平等推進課
I-(2)-4	性の多様性に関する出前講座実施回数	1回	3回	人権・ジェンダー平等推進課
I-(2)-5	東京都パートナーシップ宣誓制度の活用による行政サービスの件数	14件	20件	関係各課 人権・ジェンダー平等推進課

①性の多様性に関する理解促進に向けた教育

性の多様性に関することを人権課題の一つとして、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指し、性の多様性を理解し尊重する教育を進めます。

	事業	内容	担当課
16	性の多様性に関する出前講座の実施	性の多様性尊重講座を希望する区立小学校、中学校、義務教育学校に対して講師を派遣します。	人権・ジェンダー平等推進課 教育総合支援センター
17	性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発	ジェンダー平等啓発誌「マイセルフ」等で、性の多様性を理解し、性的マイノリティへの偏見をなくすための啓発を行います。	人権・ジェンダー平等推進課 教育総合支援センター

②地域・事業所等への啓発の推進

区が情報発信する広報媒体を活用した啓発を行うとともに、講座等を実施することで、性的マイノリティへの理解を促進します。

	事業	内容	担当課
18	性的マイノリティについて理解を深めることを目的とした講座やイベント等の実施	性的マイノリティに関する講座やイベント等を実施します。	人権・ジェンダー平等推進課
19	事業所への啓発	事業所内での性の多様性に関する理解促進を図るため、「事業所向け性的指向・ジェンダーアイデンティティに関するハンドブック」を作成するほか、情報提供や啓発を行います。	人権・ジェンダー平等推進課 地域産業振興課

③性の多様性に関する相談体制の整備・支援

性的指向・ジェンダーアイデンティティなどで悩んでいる方や家族、友人、職場の方、学校関係者等への相談事業の実施、居場所づくりを行います。また、区立小学校、中学校、義務教育学校において、性的マイノリティの児童・生徒に対し、ニーズに配慮した個別的支援を行います。

	事業	内容	担当課
20	にじいろ相談(LGBTQ 専門相談)	専門相談員によるにじいろ相談(LGBTQ 専門相談)を実施し、自分の性や性的指向、ジェンダーアイデンティティなどに関する悩みについて、本人・家族・友人・学校関係者・職場の方などからの相談に応じます。また、相談カードを庁舎トイレや区立小学校、中学校、義務教育学校に設置します。	人権・ジェンダー平等推進課 教育総合支援センター
21	性的マイノリティの居場所づくり	性的マイノリティが安心して自分らしく過ごすことのできる交流の場(みんなのひろば)を開催します。	人権・ジェンダー平等推進課
22	SOSカードの配布・相談	様々な悩みや心配を一人で抱え込まず、相談できるよう、相談先案内カードを区の施設や庁舎等のトイレに設置します。	保健予防課 保健センター
23	東京都パートナーシップ宣誓制度の活用	パートナーシップ関係にある方の生活上の不便を軽減し、誰もが暮らしやすい環境につなげていくために東京都パートナーシップ宣誓制度の受理証明書を活用した行政サービスを行います。	関係各課 人権・ジェンダー平等推進課
25	学校における性的マイノリティの相談の充実	区立小学校、中学校、義務教育学校において児童・生徒が多様な相談をできる体制を整えます。	教育総合支援センター
26	学校教育における個別的支援	性的マイノリティの児童・生徒に対し、ニーズに基づいた個別対応を行い、いじめにつながらないように、配慮します。	教育総合支援センター
27	若者の心と体の健康相談事業(ユースヘルスケアしながわほけんしつ)	中学生以上10代の若者向けに、思春期の体や心、性の悩みに対してチャットで専門相談員が相談を受けるほか、対面相談会を実施します。	子ども育成課

④区職員・教職員への意識啓発・研修体制の充実

区職員・教職員が多様な性に関する基本的知識をつけ、適切に対応できるよう研修等を実施します。

	事業	内容	担当課
28	品川区職員・教職員向け性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する行動指針の活用	区職員や区立学校教職員への性の多様性尊重への理解促進を図るため、行動指針を作成し、指針を活用したより良い行政サービスを行います。	人権・ジェンダー平等推進課
29	区職員・区立学校教職員に対する研修および国・都マニュアルの活用	区職員や区立学校教職員に対し、性的マイノリティに関する研修を実施するほか東京都の研修への参加を促します。 区立学校教職員が性的マイノリティの児童・生徒に適切な対応ができるよう、国や東京都のマニュアルを活用します。	人事課 教育総合支援センター
30	窓口等での配慮	各種手続き申請や講座・イベント等の参加申込みの際、特に性別の区分が必要な場合を除き、性別について質問したり、記載を求めたりしないよう職員に周知します。申請等の性別記載欄に関する調査を継続的に実施します。	人権・ジェンダー平等推進課

(3) 共生社会の理解促進と支援

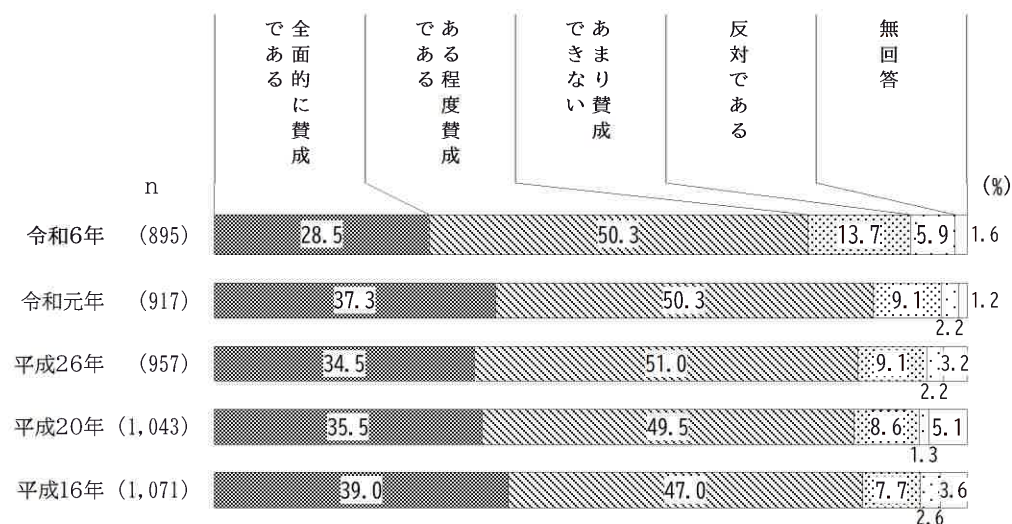
■現状と課題

誰もが個人として尊重され、自分らしく生きられる社会を実現するためには、年齢・性別・人種・国籍・文化の違いにかかわらず、互いを尊重し、それぞれが有する多様性を認め合うことが求められます。

意識調査によると「外国人でも日本人と同じように人権を守るべきである」という考え方について、賛成(全面的に賛成+ある程度賛成)は令和元年調査までは85%以上で推移してきましたが、令和6年調査では78.8パーセントと8割を割っています。

多様な人々が安心して暮らすことができるよう居場所づくりや支援をするとともに、日本人と外国人が互いに安心して地域で共に暮らせるよう、外国人の人権に対する区民の意識を高めるとともに、外国人の生活支援や相談・支援体制を充実させていくことが重要です。

【外国人でも日本人と同じように人権を守るべきである」という考え方について】



■取組の方向性

●指標

	指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)	担当課
I-(3)-1	生きづらさに寄り添った件数(重層的支援会議等に対応方針を決定したケース件数)	1件	件	福祉計画課
I-(3)-2	多世代交流事業参加者数	18,000人	人	高齢者地域支援課
I-(3)-3	手話体験講座実施回数(子ども向け・区民向け・事業者向け)	14回	回	障害者支援課
I-(3)-4	障害者週間 記念のつどい参加者数	延べ400人	人	障害者支援課
I-(3)-5	児童・生徒アンケートによる「様々な立場や様々な文化をもつ人とコミュニケーションを取りたいと思う。」という設問に対する肯定的な回答の割合 (3年ごとに実施)	84.5% (令和5年調査)	%	指導課 教育総合支援センター
I-(3)-6	多文化共生講座等実施回数	3回	回	総務課
I-(3)-7	多文化共生等推進事業助成件数	0件	件	総務課
I-(3)-8	在住外国人向けLINE 情報発信回数	週2回	週回	総務課

①多様性を認め合う意識啓発・居場所づくり

年齢や性別、障害の有無等に関わらず、多様な人たちが地域でともに生活を送れるように、相互理解を深めて支え合う意識の啓発や居場所づくりを行います。

	事業	内容	担当課
31	多様性を認め合う意識づくり	「ノーマライゼーション*」の理念や、障害者差別解消法の周知などを通し、多様性を認め合う意識づくりに努めます。また、「ソーシャルインクルージョン*」の考え方についても普及・啓発していきます。 申請書類等における性別記載について配慮します。	人権・ジェンダー平等推進課 地域活動課 福祉計画課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課 障害者施策推進課 障害者支援課
32	支え合いの意識づくり	「困ったときはおたがいさま」の意識づくりや、困ったときに「助けて」と言える人を増やすために、学習や体験、催し等の啓発事業を区内企業・企業団体等との協働により実施し、「おたがいさま運動」を促進します。	福祉計画課
33	多世代交流支援	高齢者から子ども、障害者等、誰でも利用・交流できる高齢者多世代交流支援施設(通称「ゆうゆうプラザ」)において近隣の町会・自治会、高齢者クラブ、保育園、児童センター、学校、大学や図書館をはじめとした関連機関と連携し、多世代交流を行います。	地域活動課 子ども育成課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課 品川図書館 関係各課

②多文化理解に関する取組・外国人向け情報提供

国の文化や歴史、価値観の違いを理解し、お互いを尊重し合う社会に向けて取り組みます。また、外国人が安心して生活できるように情報提供や環境整備を行うとともに、地域社会に溶け込むことができる体制を整えます。

	事業	内容	担当課
34	多文化共生啓発事業	地域住民が外国人に伝わりやすい日本語を学ぶ「やさしい日本語講座」、地域住民や区職員が多文化共生の基礎を学ぶ「多文化共生講座」、地域住民と在住外国人が気軽に交流できる「多文化交流ワークショップ」などを実施します。	総務課
35	教育の場における多文化理解に関する学習機会の提供	青少年ホームステイや青少年語学研修派遣、州立大学留学生の推薦など姉妹・友好都市との交流事業を行います。また、国紹介等を通じ、区内大使館・領事館と区立学校の交流を推進します。	総務課 指導課
36	外国語教育の充実	区立学校では、1年から6年生を対象に「英語科」を実施し、独自のカリキュラムに基づいた英語教育を実施します。	指導課
37	区民の国際交流支援	区内の大使館・領事館への区内イベント参加依頼や、外国人支援団体・国際交流団体の活動、地域における様々な国際交流活動への支援などを通じて、区民の国際交流を支援していきます。	総務課
38	在住外国人向け LINE 情報配信	品川区公式 LINE とは別に「やさしい日本語」と「英語」で区内在住の外国人向けに、区からのお知らせや生活情報などを週2回配信します。	総務課
39	外国語による情報提供	多言語化した区ホームページ、インターエフエム局の「Sinagawa Info」などにより、外国人に向け、区のお知らせ、催し物などの情報を提供します。	戦略広聴課

	事業	内容	担当課
40	外国人生活相談	英語・中国語による外国人の日常生活全般についての相談を行います。	戦略広聴課
41	外国人の暮らしの支援事業	在住外国人がいち早く日本の暮らしに馴染めるよう、日本語教室を実施します。	総務課
42	通訳コールセンターの活用	各課の窓口において、日本語での意思疎通が困難な外国人が適切な行政サービスを受けられるように、タブレットを利用した通訳コールセンターを活用します。	デジタル推進課
43	わかりやすい案内表示	すべての人にやさしい配慮、外国人向け表記など、案内に求められる様々な視点を考慮し、対象となる地域の特性や施設の目的に応じた、わかりやすい案内の充実を図ります。	施設所管課

基本目標Ⅱ ジェンダー主流化体制の推進



(1)ジェンダー視点による区政運営の推進

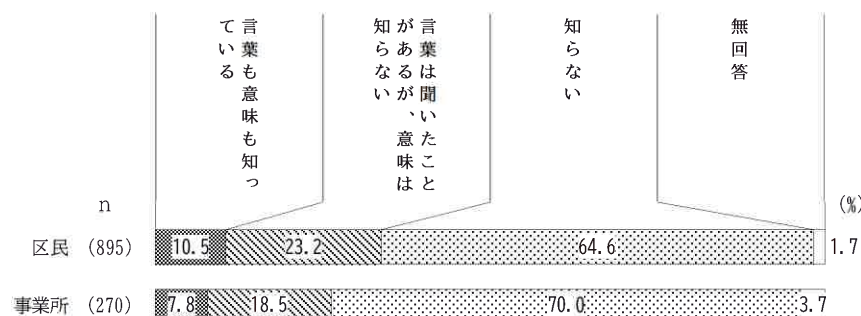
■現状と課題

ジェンダー平等推進社会を実現するためには、施策、事業を計画・実施・評価するあらゆる段階で、男女それぞれのニーズや課題、影響を考慮すること(ジェンダー主流化)が重要です。性別等にかかわらず、子ども、高齢者、障害者などを含むすべての人々にとって暮らしやすい社会を実現するために、全庁的なジェンダー視点による施策への取り組みが必要です。

意識調査によると、「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」の認知度について、区民調査では6割台半ば、事業所調査では7割台が「知らない」と回答しています。区民・事業所への条例の周知・意識啓発とともに、区職員がジェンダー平等推進社会への理解を深め、業務の中で生かしていくことが求められます。

また、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例に規定されている本計画を着実に推進するために、ジェンダー平等社会推進施策の進捗状況の把握、区民ニーズへの対応、評価体制づくりが求められます。

【「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」の認知度(区民・事業所)】



■取組の方向性

●指標

	指標	現況 (令和6年度)	目標 (令和12年度)	担当課
Ⅱ-(1)-1 【Ⅰ-(1)-1 再掲】	「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」の認知度(言葉も意味も知っている割合) ①区民 ②事業所 (人権・ジェンダー平等に関わる意識調査 5年ごとに実施)	①11% ②8%	①30% ②30%	人権・ジェンダー平等推進課
Ⅱ-(1)-2	品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例周知啓発用コンテンツデータの配信 (令和7年8月開始)	—	月2回	人権・ジェンダー平等推進課

①品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例の推進

ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に関する理解を促進するために、ジェンダー平等啓発誌やパンフレット、区の広報媒体等を活用した啓発を推進します。

	事業	内容	担当課
44	品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例リーフレット(一般向け)やジェンダー平等啓発誌「マイセルフ」の配布	条例の基本理念の実現に向けて、条例リーフレット(一般向け)やジェンダー平等啓発誌「マイセルフ」等により、区民等への周知と啓発促進を図ります。	人権・ジェンダー平等推進課

	事業	内容	担当課
45	品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例リーフレット(児童・生徒用)の配布	5年生～9年生を対象に、条例リーフレット(児童・生徒用)を配布し、区が目指す姿や基本となる考え方について理解を深めます。	人権・ジェンダー平等推進課 教育総合支援センター
46	品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例周知啓発用データによる情報提供	条例の基本理念を軸とした内容のコンテンツデータを制作し、ホームページや SNS 媒体でデータを活用した情報提供を行います。また、啓発パネルを制作し区施設等に展示するなど、区民等への周知と啓発促進を図ります。	人権・ジェンダー平等推進課

②計画推進体制の充実と評価体制の確立

ジェンダー平等社会推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、区民・事業所向け意識調査やジェンダー平等社会推進施策の進捗状況調査を実施します。また、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議において、本計画の進捗状況を客観的に評価し、取組の改善につなげます。

	事業	内容	担当課
47	人権・ジェンダー平等に関わる意識調査	定期的に意識調査を行い、ジェンダー平等推進等に関する区民・事業所の意識と現状を把握し、施策に活かします。	人権・ジェンダー平等推進課 全庁
48	ジェンダー平等社会推進施策の進捗状況調査	毎年、本計画に基づくジェンダー平等社会推進施策の進捗状況を調査・公表するとともに、各課に対して働きかけを行います。	人権・ジェンダー平等推進課 全庁

	事業	内容	担当課
49	品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議の運営	学識経験者、区内関係団体を代表する者、公募区民などで構成する、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議において、本計画の見直し・評価・策定およびジェンダー平等社会推進施策に関する事項等について調査および審議を行います。	人権・ジェンダー平等推進課
50	苦情および相談申出制度の運用	ジェンダー平等と性の多様性に関する苦情および相談の申出を受け、申出者のプライバシーに配慮しながら適切に対応します。	人権・ジェンダー平等推進課

③区職員・教職員への意識啓発・研修体制の充実

ジェンダー平等に関する研修の実施やジェンダーに配慮した職場環境づくりを推進することにより、区職員・教職員のジェンダー意識を高め、日常業務や政策立案においてジェンダー視点を自然に取り入れられるよう促進します。

	事業	内容	担当課
51	ジェンダー平等に関する研修	採用時研修・昇任時研修、管理職研修などで継続的にジェンダー平等に関する研修を実施し、ジェンダーの視点に立った職員の育成および職員のジェンダー意識の向上を図ります。	人権・ジェンダー平等推進課 人事課
52	区職員・教職員に対する意識啓発の推進	ジェンダー平等啓発誌(マイセルフ)や庁内ネット等による情報提供を行うとともにジェンダー平等に関する講座等への参加を働きかけます。また、担当職務において、ジェンダー平等の視点を取り入れて施策を展開できるよう啓発を図ります。	人権・ジェンダー平等推進課 全庁

	事業	内容	担当課
53	区職員における適材適所の人事	区職員について、性別役割分担にとらわれない、適材適所の人事に努めます。	人事課
54	職務分担における男女構成の適正化推進	職務実態を踏まえて、性別に偏らない職務分担を推進します。	全庁

④国際社会・国内での取組に対する理解・促進、国・都・大学・企業・NPO 等との連携

国際社会および国内におけるジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に関する取組について幅広く区民の理解を深めるための情報提供や意識啓発等を積極的に行います。また、国・都・大学・企業・NPO 等との連携することにより、取組を推進していきます。

	事業	内容	担当課
55	国際社会・国内での取組に対する理解への推進	国内外の最新の研究や統計データ等を確認し、国際的な動向や最新の知見を取り入れながら周知・啓発に努めます。	人権・ジェンダー平等推進課
56	大使館との連携協力	区内大使館との連携に努め、ジェンダーの視点を通じ国際理解の促進を図ります。	総務課 人権・ジェンダー平等推進課
57	SDG ₅ の周知	SDG ₅ の目標を達成するための重要となるジェンダー平等の視点からSDG ₅ を周知します。	企画課 人権・ジェンダー平等推進課
58	国・東京都等への要望と連携	法律・政令・都条例等の制定、改正など、区独自では解決できない問題等への対応について、国や東京都へ要望します。また、広域的な対応ができるように国・東京都・他自治体と連携していきます。	人権・ジェンダー平等推進課
59	大学・企業・NPO 等との協働・連携	事業を効果的に推進するため、大学・企業・NPO 等など多様な主体間の協力体制を構築し、協働・連携を図ります。	人権・ジェンダー平等推進課 全庁

(2)地域活動におけるジェンダー平等の推進

■現状と課題

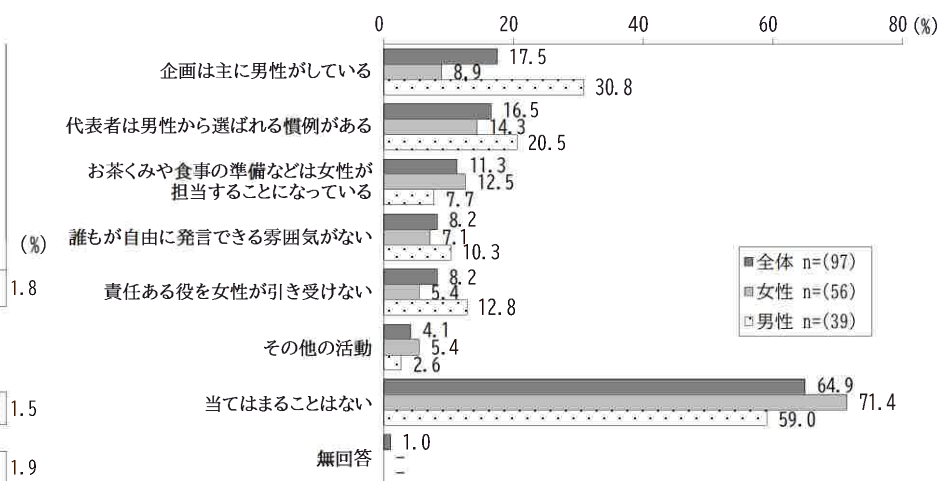
地域活動にジェンダーの視点を反映するためには、性別や年齢などにより役割を固定化しないことや、区民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚をもって、様々な活動に参画することが重要です。意識調査によると、地域活動・ボランティア活動への参加状況として、取り組んでいる活動がない人の割合は74.5%と高くなっています。また、参加した地域活動・ボランティア活動の場であったことは、「企画は主に男性がしている」、「代表者は男性から選ばれる慣例がある」など男性優位の傾向が見られます。

固定的な性別役割分担を基盤とした地域活動の在り方を見直すとともに、地域活動への積極的な参加を促し、誰もが活動団体の意思決定過程に参画し、企画立案に意見を反映できるようにする必要があります。

【地域活動・ボランティア活動などで取り組んでいる活動の有無】



【参加した地域活動・ボランティア活動であったこと】



■取組の方向性

●指標

	指標	現況 (令和6年度)	目標 (令和12年度)	担当課
Ⅱ-(2)-1	地域活動・ボランティア活動などについて、「取り組んでいる活動がある」人の割合(なんらかの活動に参加している人の割合) (人権・ジェンダー平等に関わる意識調査 5年ごとに実施)	10.8%	30%	人権・ジェンダー平等推進課
Ⅱ-(2)-2	町会・自治会の会合や催しへの参加割合 (品川区世論調査におけるこの1年間で町会・自治会の行事・イベント・会合に参加したことがある人の割合)	25.9%	%	地域活動課

①地域活動への参画のための活動支援

性別や年齢にかかわらず、誰もが気軽に地域活動や社会参加できる体制を整え、多世代が活躍できる取り組みを行います。

	事業	内容	担当課
60	区が実施する事業における託児の充実	区が実施する講座やイベントについて、子育て中の人に参加しやすいように託児を充実します。	関係各課
61	地域活動・団体向け入門講座	地域活動・NPO活動への参加のきっかけとなる区民向け講座を実施します。	地域活動課
62	品川区民まつり(13地区)	毎年7月に区内各地で行われる区民まつりの開催の支援をします。	地域活動課

	事業	内容	担当課
63	シニア世代の活動支援の充実	団塊の世代が高齢期を迎えていることから、そのニーズに対応した地域における社会参加の機会と場を提供することにより、シニア世代の活動支援を充実します。	高齢者地域支援課
64	地域貢献ポイント事業	概ね 60 歳以上の高齢者を対象に、区、社会福祉法人、NPO法人などが実施する指定ボランティア活動を行うことによりポイントを付与します。ポイントは社会福祉団体へ寄付したり区内共通商品券と交換することなどができます。	高齢者地域支援課
65	地区支え愛活動会議	町会・自治会、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、PTAなど様々なメンバーが参加し、情報交換や地域に密着した支援活動を行う「地区支え愛活動会議」を定期的に開催します。	地域活動課 (福祉計画課)

②地域活動におけるジェンダー平等意識の醸成

地域の課題に、ジェンダーの視点を取り入れるため、地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢などにより役割を固定化しないようジェンダー平等意識の啓発を行います。

	事業	内容	担当課
66	ジェンダー平等の視点に基づく講座やイベントの地域活動者への広報	ジェンダー平等の視点に基づく講座やイベントの実施について、町会・自治会、防災区民組織などの防災関連機関、民生委員等の地域活動者・団体に積極的に広報し、地域活動におけるジェンダー平等を推進します。	人権・ジェンダー平等推進課
67	ジェンダー平等啓発誌による周知・啓発	ジェンダー平等啓発誌(マイセルフ)で性別などにかかわらず地域で活躍する人々を紹介し、性別による固定観念の解消やジェンダー平等意識の醸成を図ります。	人権・ジェンダー平等推進課

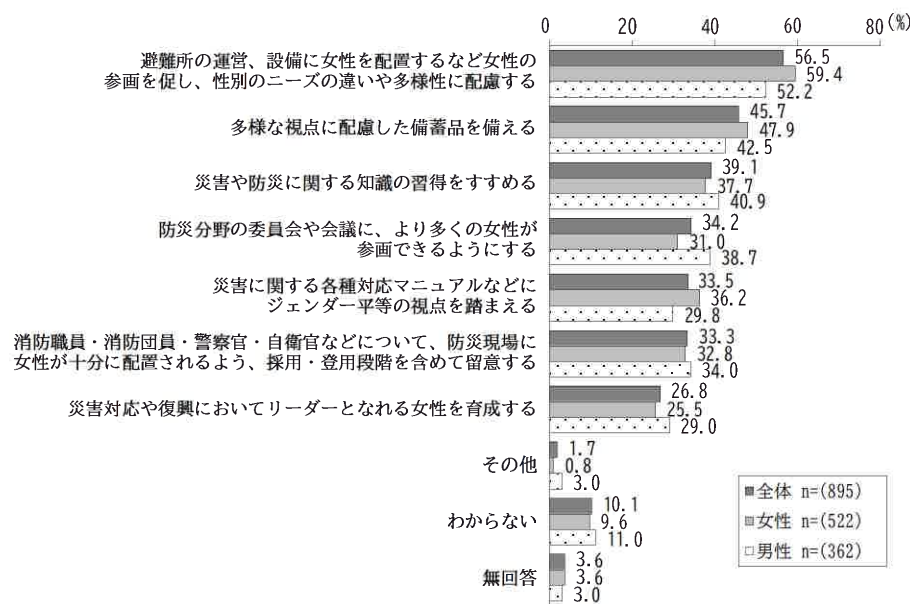
(3)ジェンダーの視点に立った防災対策の推進

■現状と課題

過去の災害時に、ジェンダーの視点が不十分であったために、授乳等の女性のプライバシーに配慮した場所がなかったり、女性向けの衛生用品が不足するなど、避難所運営等で様々な人のニーズに対応できていなかった状況が発生しました。これは、国連安全保障理事会で提唱されたWPS(女性・平和・安全保障)アジェンダが示すように、災害時の安全保障においても女性の参画と保護が重要であることを示しています。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から災害対策にジェンダーの視点を反映していくことが重要です。意識調査では、防災分野でジェンダー平等の視点を活かすために重要なこととして、「避難所の運営、設備に女性を配置するなど女性の参画を促し、性別のニーズの違いや多様性に配慮する」が高く、以下「多様な視点に配慮した備蓄品を備える」「災害や防災に関する知識の取得をすすめる」となっています。

ジェンダーの視点に立って、防災対策に取り組んでいくためには、WPSアジェンダに沿って、企画立案から決定に至る意思決定の過程に女性が参画することやLGBTQ等当事者、高齢者、障害者、外国人などの多様な視点を反映することが重要です。

【防災分野でジェンダー平等の
視点を活かすために重要なこと】



■取組の方向性

●指標

	指標	現況 (令和6年度)	目標 (令和12年度)	担当課
Ⅱ-(3)-1	品川区防災会議における女性の割合	13.6%	%	防災課
Ⅱ-(3)-2	避難所訓練(区内一斉訓練含む)実施箇所数	49 箇所	箇所	防災課
Ⅱ-(3)-3	しながわ防災学校実施回数(女性向けコース・女性防災リーダー育成コース) (令和7年 月より実施)	—	回	防災課

①ジェンダーの視点に立った災害時対応

災害から受ける影響の男女による差への配慮、性の多様性等に配慮するとともに、避難所の運営、備蓄品等に様々なニーズに対応した防災対策を進めます。

	事業	内容	担当課
68	避難所の運営における男女のニーズの違いやジェンダーアイデンティティの多様性等への配慮	区民避難所の運営について、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いやジェンダーアイデンティティの多様性等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、区民避難所における安全性とプライバシーの確保など、女性や子育て家庭、要配慮者等、多様なニーズに配慮した区民避難所の運営に努めます。	防災課

	事業	内容	担当課
69	男女に配慮した備蓄品の設置	備蓄品については、要配慮者や女性等、多様な視点を念頭に内容の充実を図ります。特に女性や乳児の視点に配慮した物資(生理用品やおむつ等)の備蓄については、量的質的な拡充を引き続き推進します。	防災課

②防災対策における女性の参画拡大

区の地域防災計画の策定過程への女性の参画の推進や女性リーダーの育成を図ります。

	事業	内容	担当課
70	多様な視点を取り入れた地域防災計画の見直し	地域防災計画の見直しにおいて、多様な視点を取り入れるために、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議をはじめとした多様な審議会・委員会から意見聴取を行います。	防災課
71	避難所連絡会議・避難所運営会議への幅広い人材の参画の促進	区民避難所の運営は、女性や高齢者・障害者等、多様な視点での配慮が必要なため、避難所連絡会議・避難所運営会議には女性や青年、子育て中の世代、福祉関係者など幅広い人材確保に努めます。	防災課
72	防災区民組織への女性の参画の促進	防災区民組織の育成・強化を進めるにあたっては、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努め、女性や子育て中の世代など幅広い人材から避難所運営等のリーダーを育成できるよう支援します。	防災課
73	女性向け防災学校の実施	地域防災活動の新たな担い手を育成し、多様な視点での災害対策を強化するために、女性向けの防災学校を実施します。	防災課

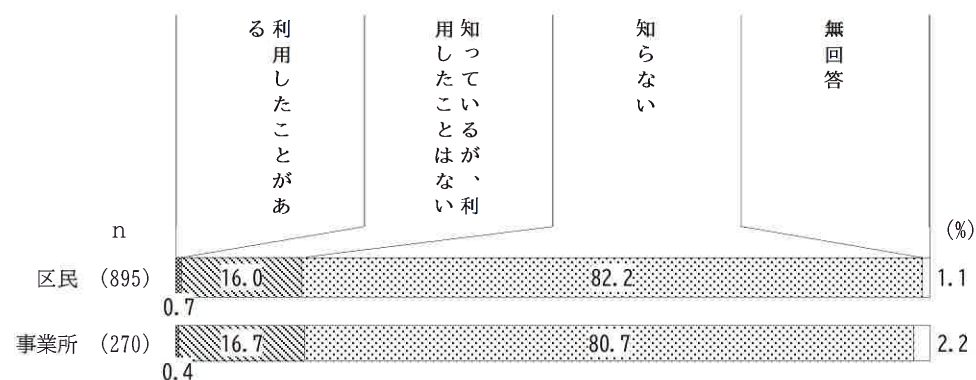
(4)ジェンダー平等推進センターの機能強化

■現状と課題

ジェンダー平等推進センターは、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に関する施策を推進していくための拠点施設として、ジェンダー平等推進フォーラムの開催、各種講座の実施、啓発誌の発行などを行っています。また、ジェンダー平等推進関係団体の活動支援や資料の閲覧、各種相談事業を実施しています。しかし意識調査によると、ジェンダー平等推進センターの認知度(「利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」の合計)は、区民・事業所とも1割台半ばと低く、「知らない」が8割以上を占めており、利用者・参加者が限られているのが現状です。

拠点施設として、認知度を図るべく、周知等の啓発を進めていくとともに、区民の様々なニーズを反映した事業を展開していくことが求められます。また、相談事業の周知を図り、誰もが相談をしやすい環境を整備するとともに、多様化する相談内容に適切に対応できるように相談機能の充実を図る必要があります。

【品川区ジェンダー平等推進センターの認知度(区民・事業所)】



■取組の方向性

●指標

	指標	現況 (令和6年度)	目標 (令和12年度)	担当課
Ⅱ-(4)-1	品川区ジェンダー平等推進センターの認知度 (「利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」を合計した割合) ①区民 ②事業所	①16.7% ②17.1%	①40% ②40%	人権・ジェンダー平等推進課
Ⅱ-(4)-2	ジェンダー平等推進登録団体数	39 団体	50 団体	人権・ジェンダー平等推進課
Ⅱ-(4)-3	会議室利用件数	447 件	500 件	人権・ジェンダー平等推進課
Ⅱ-(4)-4	資料コーナー・交流室利用者数 (平日の午前・午後、土日祝の午後)	1,011 人	1,200人	人権・ジェンダー平等推進課

①ジェンダー平等推進センターの活用の推進

ジェンダー平等推進を目的とする団体との連携・協働、区民参加による事業の展開および資料コーナーにおける情報提供等により、ジェンダー平等に関する意識啓発を行うとともに、ジェンダー平等推進センターの認知度向上、活用の推進を図ります。

	事業	内容	担当課
74	ジェンダー平等推進センターの周知・利用促進	ジェンダー平等推進センターがジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に関する施策を推進していくための拠点施設であることを周知し、利用の促進を図ります。	人権・ジェンダー平等推進課
75	区民参加によるフォーラムの開催	区民による企画運営委員会と共催でジェンダー平等推進フォーラムを開催します。	人権・ジェンダー平等推進課
76	関係団体との連携・協働による啓発、交流の場の提供	ジェンダー平等の推進、DV防止や性的マイノリティの支援を目的とする団体等と連携・協働し、交流会や講座による意識啓発を図るとともに、区民の交流の場を提供します。	人権・ジェンダー平等推進課
77	ジェンダー平等推進センターにおける団体活動の支援	ジェンダー平等推進を目的とする団体・グループの活動の場として、会議室・交流室を提供します。	人権・ジェンダー平等推進課
78	資料コーナー・交流室における情報提供	他自治体や関係機関の発行するパンフレット・報告書などジェンダー平等に関する情報を収集・展示します。 また、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせたパネル展示、性の多様性尊重をテーマにした啓発パネルや図書を展示します。	人権・ジェンダー平等推進課

②ジェンダー平等推進センターの相談事業の充実

複雑・多様化する様々な悩みについて、誰もが安心して相談することができるよう、専門相談員による相談を実施するとともに、関係機関の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

	事業	内容	担当課
79	法律相談	女性弁護士による法律相談(面接)を実施し、離婚・相続など法律全般についての相談に応じます。	人権・ジェンダー平等推進課
80	DV相談	女性の専門相談員による DV 相談(面接・電話)を実施し、DV やストーカーについての相談に応じます。	人権・ジェンダー平等推進課
81	カウンセリング相談	女性の専門カウンセラーによるカウンセリング相談(面接・電話)を実施し、こころや生き方、人間関係の悩みなどの相談に応じます。	人権・ジェンダー平等推進課
82	こころのカウセリング SNS 相談	面接・電話では相談しにくい方や若年層などが相談しやすい体制として、専門のカウンセラーによるカウンセリング SNS 相談を実施します。	人権・ジェンダー平等推進課
再掲 20	にじいろ相談(LGBTQ 専門相談)	専門相談員によるにじいろ相談(LGBTQ 専門相談)を実施し、自分の性や性的指向、ジェンダーアイデンティティなどに関する悩みについて、本人・家族・友人・学校関係者・職場の方などからの相談に応じます。	人権・ジェンダー平等推進課
83	配偶者暴力相談支援センター機能の充実	配偶者等暴力被害者支援の中心的役割を果たす機関としての配偶者暴力相談支援センターの周知と機能の充実を図ります。	人権・ジェンダー平等推進課